

やどりきテラス
(寄自然休養村管理センター) 等
指定管理者募集要項

令和8年9月

松田町役場観光経済課

目次	ページ
1 はじめに	1
2 施設の管理・経営方針	1
3 対象施設の概要	3
4 指定管理者の業務の範囲及び具体的内容	8
5 管理の基準	9
6 指定管理業務に必要な経費等	10
7 指定期間	11
8 募集要項の配布	11
9 現地説明会	11
10 質問の提出	12
11 （事前審査）参加申込書類及び提出方法	12
12 事業計画書及び提出方法	13
13 申込の資格	14
14 指定管理者候補者の審査・選定等	15
15 留意事項	16
16 指定管理者との協定の締結	17
17 公募に関するスケジュール	17
18 問い合わせ先	18

やどりきテラス（寄自然休養村管理センター）等 指定管理者募集要項

やどりきテラス（寄自然休養村管理センター）及び寄みやまグラウンド、並びに寄テニスコート及び駐車場（以下「やどりきテラス等」という）を一体的に管理・経営していただくことにより、持続的かつ効果的・効率的な利活用を行い、利用者へのサービスレベルの向上を図るため、松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年3月17日松田町条例第7号）及び松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例（昭和61年3月26日松田町条例第10号）並びに松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例（平成19年2月13日松田町条例第1号）（以下「各施設の設置条例」という）に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

1 はじめに

松田町北部の寄地区は、少子高齢化等による人口減少が著しく、同地区内の町立寄幼稚園・寄小学校の存続が危ぶまれており、令和4年に設置された「寄地区の幼稚園・学校教育」についての検討委員会の提言における地域住民からの存続を願う声を重く受けとめ、松田町では町立寄幼稚園・寄小学校の存続を図ることを目的とした様々な事業に取り組んでいます。

そこで、昭和53年に建設され、築48年を経た観光拠点施設である「寄自然休養村管理センター」のリニューアルを令和7年度に実施し、寄地区を訪れるスポーツ団体、観光客の受入環境を整え、「やどりきテラス 清流の里」として令和8年9月4日に道の駅登録が決定し、改めてスポーツツーリズム及び観光振興の拠点としての整備を行いました。

今回の改修工事により、町内の森林資源を活かした木質化のデザインとなり、随所に木のぬくもりを感じられる施設となっております。

また、周辺施設として一体的に運営しているスポーツ施設（寄みやまグラウンド、寄テニスコート）と、その周辺整備を進め、新たなスポーツ需要を呼び起こすことで、更なる交流人口の増加及び雇用を創出し、地域が活性化することで、若年層の定住人口増加を目指しています。

2 管理・経営方針

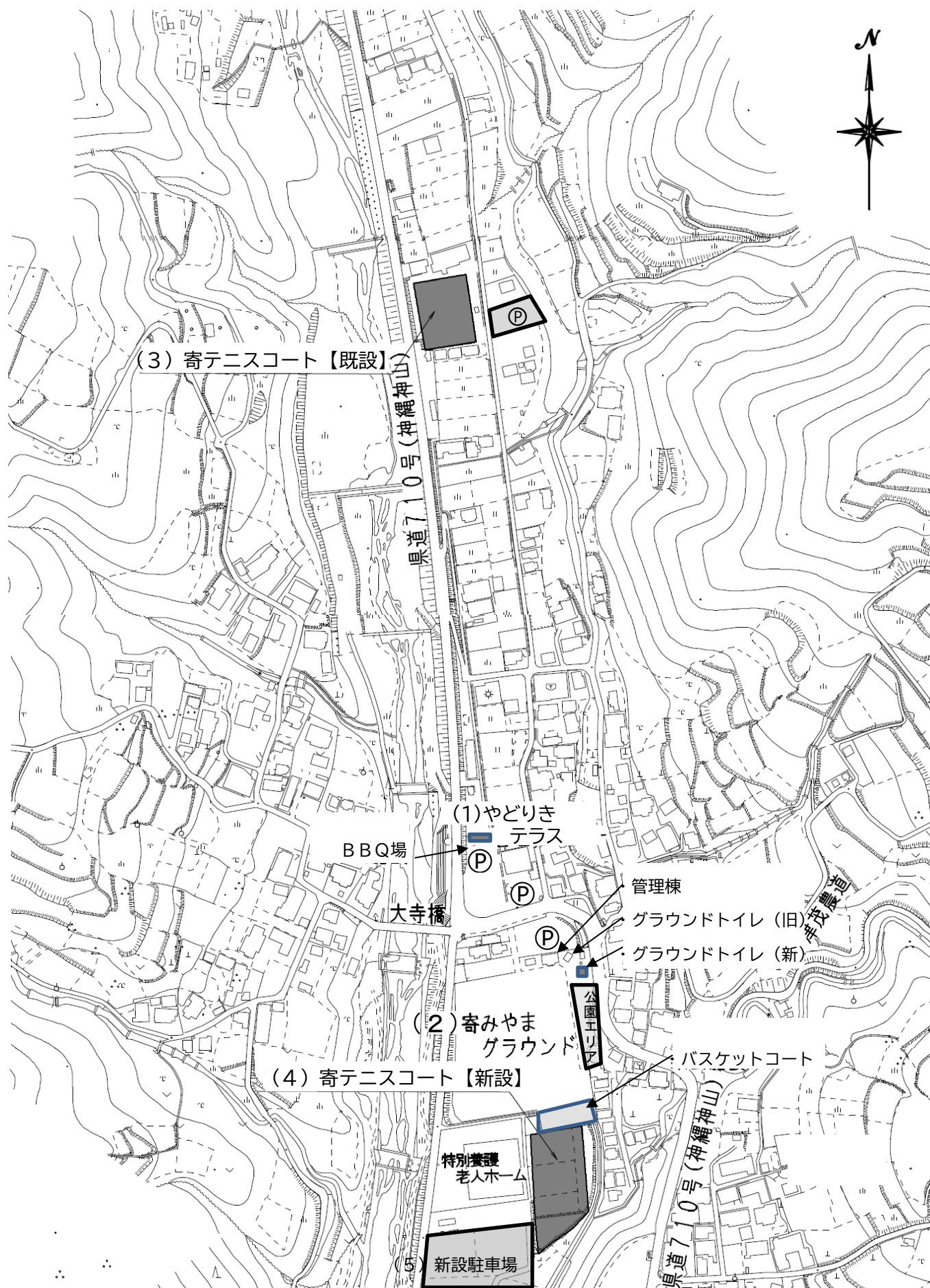
町は、本施設を観光拠点とし、その機能・効能を増進させることによる町全体の活性化を目指しています。その実現のためには、次の要素が必要であると考えています。さらに、様々な観点からの、次に記載の要素以外のご提案も積極的に受け入れたいと考えています。

- （１） 道の駅として観光拠点機能を発揮することによる地域活性化
- （２） 現状の主な集客要素であるスポーツ合宿利用を継続・発展させると

ともに、それ以外にも新たなイベントなどのアイデアによる年間を通した集客・収益の増加

- (3) 施設周辺の事業者が経営する観光施設等との連携による寄地域全体の活性化
- (4) 地域の賑わいと消費の中心地としての売店機能の維持・強化
- (5) 各施設の設置趣旨を踏まえた新たな利活用
- (6) 管理コストの縮減による効果的・効率的な経営
- (7) 地域との連携策の提案・実践

3 対象施設の概要



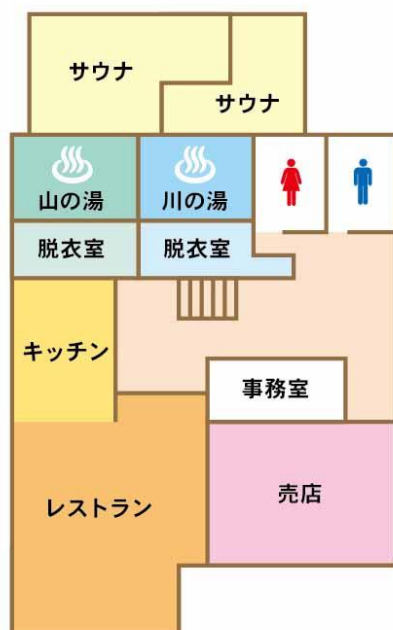
(1) やどりきテラス (寄自然休養村管理センター)

【敷地 MAP】



【各階概要図】

<1階>



<2階>



①敷地面積 3193.78㎡

②施設内容

㊦やどりきテラス

◇敷地面積 2283.27㎡

◇鉄骨造2階建、建築面積306.45㎡、延床面積593.11㎡

【1階】 事務室、売店、宿直室、食堂施設、入浴施設、トイレ

※食堂施設（キッチン・レストラン）は、既存の運営者が継続利

用（食堂施設使用料：39,600円／月（税込））

【2階】 研修室、洋室（4部屋）、トイレ、流し、倉庫

【屋外】 機械室（薪ボイラー、ガス給湯器）、バレルサウナ2基

①屋外トイレ・情報コーナー（トイレ棟）

◇木造平屋建て、建築面積40.83㎡、延床面積39.74㎡

②その他屋外施設・設備

◇駐車場3カ所（60台分）

◇駐車場内急速充電機

◇BBQ場

(2) やどみやボールパーク (寄みやまグラウンド)

【配置図及び写真】



㊦ やどみやボールパーク

① 敷地面積 11017.52㎡

② 人工芝面積 8164㎡

㊦ バスケットコート (1面)

㊦ その他施設

◇ ナイター照明、トイレ2棟、クラブハウス (休憩室1室、更衣室2室 (シャワー各2基))、遊具

(3) 寄テニスコート (既設)

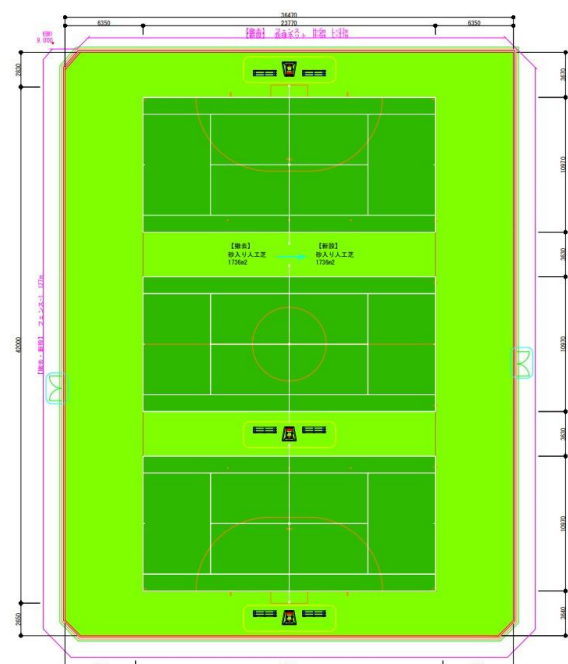
① 敷地面積 1728㎡

② 施設内容

◇ 砂入人工芝コート3面

◇ その他施設

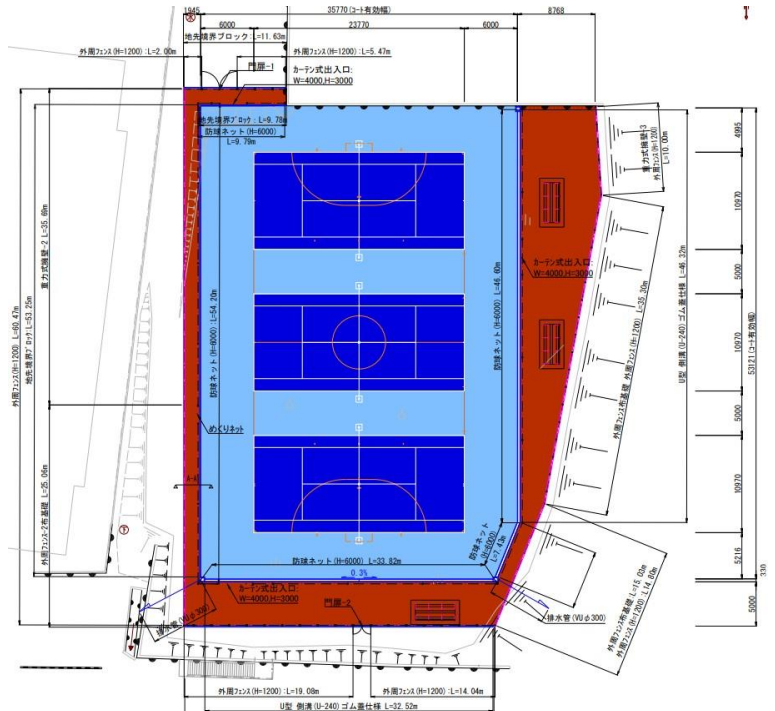
トイレ、シャワー4室、
更衣室、駐車場 (40台分)



(4) 寄テニスコート (新設)

- ①敷地面積 2571m²
- ②施設内容
 - ◇砂入人工芝コート3面

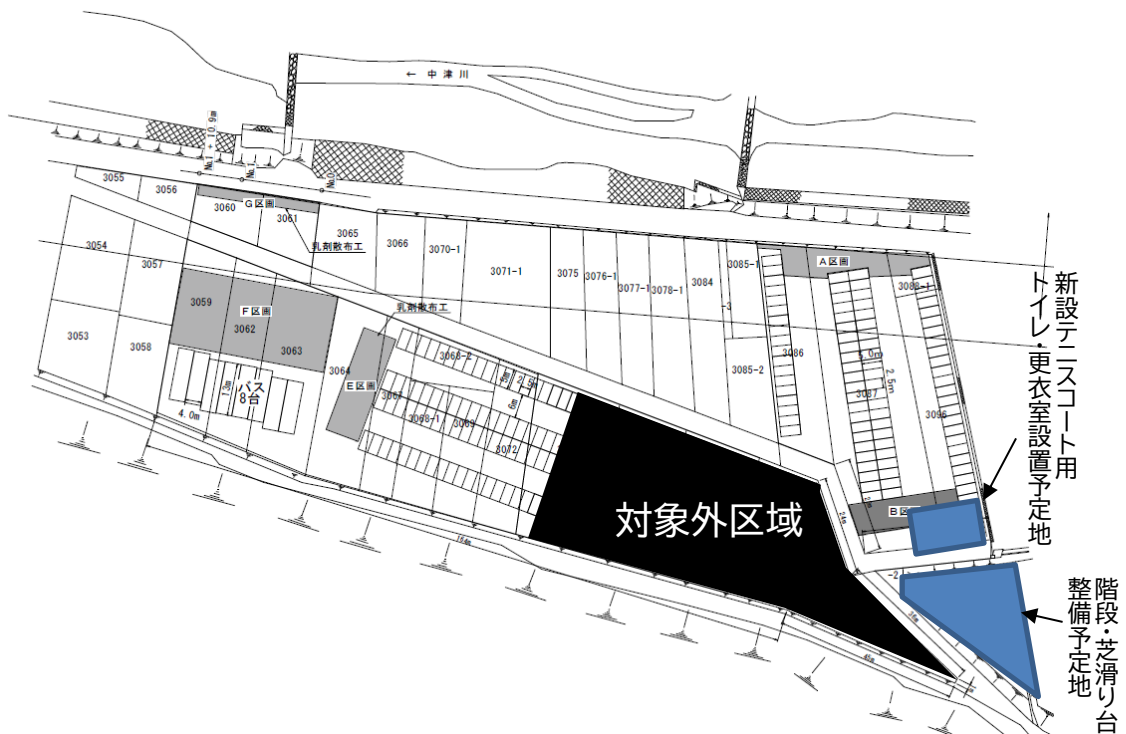
【新設計画平面図】



(5) 【仮称】松田町やどりきテラス駐車場 (新設)

- ①敷地面積 6,600m² (一般車: 150台、バス: 8台)
- ②施設内容
 - ◇砕石敷き
 - ◇その他施設 トイレ、シャワー2室、芝滑り台

【現況平面図】



4 指定管理者の業務の範囲及び具体的内容

(1) やどりきテラス等における指定管理者の業務は、次に掲げる業務とする。

① やどりきテラスの業務

- ア やどりきテラスの施設及び設備の維持管理に関する業務
- イ 利用の許可に関する業務
- ウ 利用料金の収受に関する業務
- エ スポーツツーリズムの推進に関する業務
- オ 道の駅に関する業務
- カ 上記業務に付随する業務（駐車場・トイレ棟等の管理等）
- キ その他町長が定める業務（売店営業、ＢＢＱ施設営業等）

② 寄みやまグラウンドの業務

- ア グラウンドの施設及び設備の維持管理に関する業務
- イ 利用の許可に関する業務
- ウ 利用料金の収受に関する業務
- エ 利用促進に関する業務
- オ 上記業務に付随する業務（ナイター照明・トイレ・クラブハウスの管理等）
- カ その他町長が定める業務

③ 寄テニスコートの業務

- ア テニスコートの施設の維持管理に関する業務
- イ 利用の許可に関する業務
- ウ 利用料金の収受に関する業務
- エ 利用促進に関する業務
- オ 上記の業務に付随する業務（トイレ・シャワー・更衣室・駐車場（新設を含む）の管理等）

④ 【仮称】松田町やどりきテラス駐車場及びその他各付帯施設の業務

- ア 施設の維持管理に関する業務
- イ 利用の許可に関する業務
- ウ 利用料金の収受に関する業務
- エ 利用促進に関する業務
- オ 上記の業務に付随する業務

(2) イベント等の実施

- ① イベントを町や地域と連携して主体的に実施すること。
- ② 利用者ニーズに合わせた自主事業を積極的に実施すること。

(3) 施設の整備

- ① サービスレベル向上のためのリノベーションや新たな施設を設置するよう努めること。

(4) 周辺施設及び地域との連携

- ① 周辺観光施設等との連携及び調整

- ②町商工振興会や町内外の各種団体等との連携
- ③地域住民及び地域内事業者との連携及び調整

5 管理の基準

(1) 業務の履行に当たっては、関係法令及び例規等の内容を理解の上、遵守すること。

- ① 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ② 松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例（一部改正予定）
- ③ 松田町寄自然休養村管理センター条例施行規則
- ④ 松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例（一部改正予定）
- ⑤ 松田町寄みやま運動広場の管理運営に関する規則
- ⑥ 松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例（一部改正予定）
- ⑦ 松田町寄テニスコートの管理運営に関する規則
- ⑧ 駐車場条例（仮）（年度内制定予定）
- ⑨ 松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
- ⑩ 松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ⑪ 個人情報保護法ほか個人情報保護に関する法規等
- ⑫ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ⑬ 消防法ほか消防関連法規
- ⑭ 食品衛生法ほか食品衛生関連法規
- ⑮ 公衆浴場法、水質汚濁防止法、下水道法
- ⑯ 旅館業法
- ⑰ その他指定管理業務の遂行に当たり関連する法規等

※業務の履行に伴う関係法令及び例規等に基づく行政庁への各種手続き（旅館業法等）については、指定管理者の責任において行うこと。

- (2) 指定管理者は、本施設について本事業の趣旨及び施設の経営・管理方針に則ること。
- (3) 本施設の管理・経営に当たり必要となる人員について、現在本施設で雇用している者は本施設の業務に精通していることから、引き続きの雇用及び雇用条件の保護に努めること。また、町内在住者を優先的に雇用するよう努めること。
- (4) 施設の利用料金は、指定管理者の収入として収受することができる。
- (5) 施設の利用料金については、各施設の設置条例に定める額を上限とした範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。ただし、指定管理者は特別の理由があると認めたときは町長の承認を得て、各施設の設置条例に定める額を上限とした範囲内において利用料金を変更し、または免除することができる。

(6) 自主事業を実施する場合は、あらかじめ、その内容を町と協議し、承認を得なければならない。

(7) 自主事業による収入は、指定管理者の収入とする。

(8) 施設の整備（リノベーションや新たな設置）はあらかじめ町の承認を得た事業計画に基づき実施すること。

(9) 指定管理者の業務の外部委託の取り扱い

① 全部委託の禁止

指定管理者の業務は、全部を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。

② 部分委託の取り扱い

施設の管理・経営を効率的・効果的に行う上で必要と判断される業務は、町の事前承認を受けた上で、業務の一部を第三者に委託することができる。ただし、設備の保守点検、警備、清掃、廃棄物処分等、施設の管理に際して一般的に専門業者へ委託することが想定される業務は、承認を省略することができる。

③ 町内事業者・諸団体優先の原則

前項に定める業務の一部の委託を行う場合は、合理的な理由がある場合を除き、町内に存する事業者・諸団体を優先的に活用すること。

(10) 個人情報の取り扱い

指定管理者が指定管理業務及び自主事業を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月施行）に基づき、その取り扱いに十分留意し、個人情報の目的外使用、漏えい、滅失またはき損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。これは、指定期間（松田町の公の施設の指定管理者等に関する条例第2条第6号に規定される「指定管理者を指定して管理を行わせる期間」のこと）が終了した後も同様とする。

(11) 守秘義務

指定管理者が指定管理業務及び自主事業を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。これは、指定期間が終了した後も同様とする。

6 指定管理業務に必要な経費等

(1) 指定管理業務にかかる必要経費については、収入（グラウンド・テニスコート利用、宿泊等）及び自主事業の収入並びに自らの財源をもって管理・経営を行っていただくため、指定管理委託料の支払いはありません。

(2) 指定管理者は、月額500,000円を最低額として指定管理者が提案する額（以下、「基礎納付月額」という。）を毎月末までに町の指定口座へ納入するものとする。

- (3) 利用料金の額は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。
- (4) 指定管理業務に関する経費及び収入は、本業務にかかる専用口座で管理し、会計経理は他の業務にかかるものと区分するものとする。
- (5) 指定管理業務に関する会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までの期間とする（令和8年度の始期は、指定管理の開始時とする）。
- (6) 天災その他特別の事由が生じたときは、指定管理者または町は指定管理内容について変更を申し出ることができることとし、変更の内容等については双方協議して定めるものとする。
- (7) 借地部分における借地料については町が負担するものとする。

7 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。（※）

ただし、町は、やどりきテラス等の管理・経営の適正を期するために行った指示や本要項に定めることに指定管理者が従わないとき、またはその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めたときは、ただちに指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることができることとする。なお、指定の取り消し、または管理業務の全部または一部の停止によって生じる損害、損失及び増加費用については、町はその賠償の責めを負わないものとする。

※ 提案により、最長で令和19年3月31日までの10年間での申込みを可とし、指定管理候補者の選定を行う。

8 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和8年9月30日（水）から10月15日（木）16時まで

(2) 配布場所

松田町役場観光経済課観光推進係

(3) 配布方法

配布場所に来所、または松田町ホームページからダウンロードしてください。郵送での配布は行いません。

(4) その他資料

その他、配布を希望する資料があれば、別途ご相談ください。

9 現地説明会

(1) 開催日時等

日 時：（1回目）令和8年10月7日（水）13時30分から

（2回目）令和8年10月8日（木）10時00分から

場 所：やどりきテラス（寄自然休養村管理センター）

内 容：現地施設の案内

集合時間：（１回目）１３時２０分

（２回目） ９時５０分

集合場所：やどりきテラス前駐車場

（２）申込方法

参加を希望する場合は、説明会参加申込書に必要事項を記入していただき、担当者に電話連絡のうえ、松田町役場観光経済課観光推進係へ持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより送付してください。

（３）説明会申込期間

９月３０日（水）から１０月６日（火）１６時まで

１０ 質問の提出

（１）提出方法

質問票に必要事項を記入していただき、担当者に電話連絡のうえ、松田町役場観光経済課観光推進係へ持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより送付してください。

（２）質問の受付期間

令和８年１０月７日（水）から１０月９日（金）１６時まで

（３）回答方法

松田町ホームページで回答を公開するとともに、全ての現地説明会参加団体に対し電子メールにて回答を送付します。ただし、指定管理者の審査・選定に関する質問や本業務の実施に必要なないと判断される質問は受け付けません。

（４）回答予定日

令和８年１０月１３日（火）

１１ （事前審査）参加申込書類及び提出方法

参加申込に当たっては、次に掲げる書類を提出してください。町が必要と認める場合は、追加資料の提出をお願いする場合があります。また、参加申込に係る費用は申込者の負担とします。なお、官公庁が発行する書類は、３か月以内に発行された原本に限ります。

（１）（事前審査）参加申込書類

- ① 指定管理者申込書
- ② 誓約書
- ③ 団体の定款、規約その他これらに相当する書類
- ④ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書または登記簿謄本
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類（直近３年度分）
- ⑥ 事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類（直近３年度分）

⑦ 納税証明書（法人税、法人県民税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税）（直近３年度分）

⑧ 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類

※松田町暴力団排除条例第９条では、町の公の施設の管理を、暴力団または暴力団経営支配人等に行わせてはならないと定めており、町は申込者が暴力団等でないことを確認するため、これらの情報を収集するもので、収集した情報については、神奈川県警察本部へ照会します。

⑨ その他町長が必要と認める書類

※④、⑤、⑥の書類については、設立して間もないまたは設立予定の団体・法人であるなどの理由により、存在しない場合は提出しなくてもよい。

（２）提出部数

１部

（３）提出方法

持参または郵送で提出してください。（持参の場合は土日を除く午前８時３０分から午後４時まで、郵送の場合は書留郵便または宅急便など配達完了の確認が出来る方法とし、期日までに必着とします。）

（４）提出期間

令和８年１０月１４日（水）から１０月１６日（金）１６時まで

（５）提出先

松田町役場観光経済課観光推進係

〒２５８－８５８５

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領２０３７番地

電話 ０４６５－８３－１２２８

FAX ０４６５－８３－５０３１

（６）事前審査の結果について

①審査結果は、全ての申請者に書面により通知します。

②審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けません。

（７）通知予定日

令和８年１０月２７日（火）通知予定

１２ 事業計画書及び提出方法

（１）事業計画書

事業計画書には、次に示す項目（内容）を記載し、各項目が事業計画書のどこに記載されているか分かりやすいような工夫や、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを明瞭かつ具体的に記載するなど、専門的知識を有しない者においても分かりやすい内容としてください。（その他、ＰＲ及び独自提案がある場合には、当該説明資料の添付を可能とします。）

また、事業計画の要点を数ページにまとめた概要書も作成してください。

なお、本事業計画書の作成に係る費用は申込者の負担とします。

① 「やどりきテラス等指定管理者選定審査基準」に記載のある審査の視点に対応する内容

② 経営に係る基本方針

③ 指定予定期間内の年度ごとの業務の実施計画書

④ 指定予定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書

※会議・休憩利用料金、宿泊利用料金、入浴施設利用料金、食堂施設利用料金、寄みやまグラウンド利用料金、寄テニスコート利用料金の額は条例で定められた上限額の範囲内で指定管理者が町長の承認を得て設定することになるため、設定額を明確にしてください。なお、本施設を経営する上で、条例で定められている額の変更（増額）を希望したい場合は金額を記載・提案してください。

⑤ 管理・経営体制（組織・人員の体制・雇用計画等）

⑥ 事業の実施や施設の管理に当たって必要となる資格・免許等

⑦ イベント業務の実施計画書・収支計画書

⑧ 周辺施設及び地域との連携並びに地域への経済効果

⑨ 町への基礎納付月額（最低額５０万円）

（２）提出部数

正本１部、副本１０部（副本は写しで可）、電子データ

（３）提出方法

持参または郵送で提出してください。電子データについてはメールまたはＣＤ・ＤＶＤ・ＵＳＢなどの電子メディアで提出してください。（持参の場合は土日を除く午前８時３０分から午後４時まで、郵送の場合は書留郵便または宅急便など配達完了の確認が出来る方法とし、期日までに必着とします。）

（４）提出期間

令和８年１１月１３日（金）から１１月１７日（火）１６時まで

（５）提出先

松田町役場観光経済課観光推進係

〒２５８－８５８５

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領２０３７番地

電話 ０４６５－８３－１２２８

FAX ０４６５－８３－５０３１

メール kankou@town.matsuda.kanagawa.jp

１３ 申込の資格

松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第３条に基づき、申込資格は次のとおりとします。

（１）法人等の団体であること。（法人格の有無は問わない。）

- (2) 法人等またはその代表者が、次に該当しないこと。
- ① 法律行為を行う能力を有しない団体等
 - ② 破産者で復権を得ない団体等
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある団体等
 - ⑤ 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）または第180条の5第6項の規定に抵触することとなる団体等
 - ⑥ 松田町における指定管理者の手續において、その公正な手續を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ⑦ 国税及び地方税を滞納している団体等
- (3) 法人等の団体の人員、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。
- (4) 事務所の所在地に関する事項。（県内に拠点を置いているまたは置こうとする法人その他の団体であること。）
- (5) 当該施設の経営・管理に当たって必要な資格・免許等を有すること。

1.4 指定管理者候補者の審査・選定等

(1) 指定管理者選定委員会の設置

指定管理者の選定に当たっては公平かつ適正に行うため、松田町指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置します。

(2) 選定方法

指定管理候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとします。

申込者は選定委員会において事業計画についてのプレゼンテーション（ヒアリング含む）を行い、選定委員会は申込者からの提案内容等を総合的に審査し、最も優れた者を指定管理候補者として選定します。

また、プレゼンテーション（ヒアリング含む）に応じない場合には、辞退したものとみなします。

- ① 実施日時 令和8年11月下旬（予定）
- ② 実施場所 松田町役場（予定）
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地
- ③ 実施時間 1申込者50分（予定）
※ プレゼンテーション20分、ヒアリング30分
- ④ 出席者 1申込者につき3名までとし、代表者及び統括責任者となる予定の方は原則出席してください。なお、これによりがたい場合は、事前に事務局へ申し出た上で、指示を受けてください。

- ⑤ その他 ア プレゼンテーション（ヒアリング含む）は、提出した事業計画書等を基に行うものとし、選定委員会が認める場合を除き、追加提案や追加資料の配布は認めません。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン等による説明は許可します。

イ パソコン、プロジェクター、スクリーンは事務局で準備しますが、使用する場合は事前に届け出てください。

ウ プレゼンテーション（ヒアリング含む）の順番は、事業計画書提出の受付順とし、個別に行います。

エ プレゼンテーション（ヒアリング含む）の詳細については、別途通知します。

（３）選定審査基準

選定委員会において、各申込者の事業計画書等、プレゼンテーション（ヒアリング含む）内容について、総合的に評価するものとし、審査する際の評価項目については別添「やどりきテラス等指定管理者選定審査基準」のとおりとします。

（４）指定管理者の候補者の選定

各委員の採点の合計点（以下、「得点」という。）が最も高い申込者を指定管理者の候補者として選定します。なお、得点が同点であった場合は、価格評価点が最も高い申込者を指定管理者の候補者として選定とします。

また、得点が満点の６割以上となる団体がいない場合は、該当団体無しとします。

（５）審査結果

- ① 審査結果は、全ての提案者に書面により通知します。
- ② 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けません。

（６）申込者が１者のみの場合

申込者が１者のみの場合でも、複数の団体から申込みがあった場合と同じ条件にて、申込者は選定委員会において事業計画についてのプレゼンテーション（ヒアリング含む）を行い、選定委員会は申込者からの提案内容等を総合的に審査し、得点が満点の６割以上であった場合は指定管理者の候補者として選定します。

また、得点が満点の６割以上とならない場合は、該当団体無しとします。

１５ 留意事項

（１）申込者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 募集要項に違反した場合

- ③ 申込書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (2) 本件に係る費用は、全て申込者の負担とします。
- (3) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (4) 本プロポーザルは指定管理者の候補者の特定を目的に実施するものであり、協定内容においては提案内容の全てが反映されるわけではありません。
- (5) プロポーザル実施のために作成された資料及び町より提供した資料は、申込書作成以外に使用しないでください。また、町より提供した資料のうち別途指示するものについては申込書提出時に返却してください。
- (6) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとします。

1 6 指定管理者との協定の締結

町は、町議会における所要の手続きの終了後、指定管理者として指定された法人等と業務を実施するうえで必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づいて協定を締結します。

なお、協定書は、指定期間全体に関する「基本協定」を定めることとし、これにより難い詳細事項については「年度別協定」を締結します。

1 7 公募に関するスケジュール

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和8年9月30日～10月15日 |
| (2) 現地説明会申し込み | 令和8年9月30日～10月6日 |
| (3) 現地説明会 | (1回目) 令和8年10月7日
(2回目) 令和8年10月8日 |
| (4) 公募に関する質問受付 | 令和8年10月7日～10月9日 |
| (5) 質問に対する回答 | 令和8年10月13日 |
| (6) 参加申込書類の受付 | 令和8年10月14日～10月16日 |
| (7) 事前審査結果の通知 | 令和8年10月27日 |
| (8) 事業計画書の提出 | 令和8年11月13日～11月17日 |
| (9) 選定委員会のヒアリング | 令和8年11月下旬(予定) |
| (10) 選定結果の通知 | 令和8年11月下旬(予定) |
| (11) 町議会(議案上程) | 令和8年12月上旬(予定) |
| (12) 協定の締結 | 令和8年12月中旬(予定) |
| (13) 指定管理者の管理・経営開始 | 令和9年4月(予定) |

※(12)、(13)に関しては、町議会における所要の手続きの終了後となるため、予定時期は変更することがあります。

18 問い合わせ先

松田町役場観光経済課観光推進係

〒258-8585

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地

電話 0465-83-1228

FAX 0465-83-5031

メール kankou@town.matsuda.kanagawa.jp